

江別市総合評価落札方式の手引き

(令和7年7月)

1 対象工事等

工事名 新栄団地敷地内排水設備設置工事
工 種 土木工事
担当課 建設部都市建設課道路整備係

2 入札方式について

入札は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する「総合評価落札方式」で行います。

3 同種・同規模工事について

同種・同規模工事とは土木工事のうち下水道工事(2)(工事内容の主たるものが下水道工事(2)であるもの)で契約金額700万円以上のものをいいます。

4 入札参加に必要な書類(申請書類等)

(ア) 一般競争入札参加資格確認申請書

・江別市ホームページからダウンロードできます。

(イ) 特定関係調書

・令和7・8年度の競争入札参加資格(工事)の申請時に提出したものから変更がない場合は、提出不要です。

5 入札参加に必要な資料(技術資料)

技術資料とは、価格以外の要素を点数化した技術評価点を算出するための基となる資料のことです。次のものを提出してください。

(ア) 同種・同規模工事実績書及びそれを証するもの

- ・令和2年4月1日から令和7年3月31日の間に竣工した同種・同規模工事を記入してください。
- ・元請で施工した場合のみ加点対象となります。(下請・共同企業体での実績は除く。)
- ・記載した工事については、契約書の写しが必要です。
※江別市発注の工事またはコリンズの入力を行っている工事を記載した場合、省略可
- ・江別市内での施工実績があれば加点が多くなりますので、江別市が発注

した工事等があれば、優先して記載してください。

(イ) ISO認定書の写し

- ・ ISO9001 又は ISO14001 を取得している場合は、その認定書の写しを提出してください。

(ウ) 配置予定技術者経歴書

- ・ 配置予定技術者が持っている資格及び当該技術者が携わって令和7年3月31日以前に竣工した同種・同規模工事の実績を記入してください。
- ・ 配置予定技術者が現場代理人又は主任技術者として従事したものを記入してください。
- ・ 記載した技術者が当該工事に従事したことが確認できるものを添付してください。確認が出来ないときは、加点の対象となりません。
※コリンズの入力を行っている工事の実績を記入した場合、省略可
- ・ 複数の技術者を配置予定技術者とするときは、本経歴書を人数分提出してください。

(エ) 配置予定技術者の資格・雇用に関する証明書類

- ・ 雇用に関する証明書は、社名の入った技術者証など、第三者が発行したものの写しを提出してください。

(オ) 地域貢献度確認調書

- ・ 次の5つの項目について、該当の有無等を記入し、提出してください。

○「江別市との防災協定締結の有無」

- ・ 次のいずれかに該当する場合、“あり”に○を付けてください。

(1) 江別市と防災協定を締結している場合

(協定を締結している団体の構成員である場合を含みます。)

(2) 江別市水防計画において、監視員(地域別現地対策班)として指定されている場合

(3) 江別市水道事業に係る「災害時における応急措置等の協力に関する協定」を締結している場合

(協定を締結している団体の構成員である場合を含みます。)

(4) 「災害時土木事務所支援業者」である場合

○「過去2年間における江別市発注の除排雪業務の受注状況」

- ・ 令和5年度または令和6年度に江別市発注の「除排雪事業」「運搬排雪車両」を受注している場合、“あり”に○を付けてください。

(申請者が受注者の構成員である場合も含みますが、受注期間中に構成員であった場合に限りです。)

○「過去3年間における江別市でのボランティア活動の有無」

- ・令和4年4月1日から令和7年3月31日までに、江別市内において、地域おこしのイベント参加、文化支援、スポーツ活動支援など地域に貢献したと社会的に認められる活動が無償で行った実績がある場合に“あり”に○を付けてください。
- ・評価対象には、公的団体、町内会、商店街、福祉施設などが関係するもののほか、自らが主催したものを含みます。
- ・金品の寄付又は提供のみによるものは対象外とします。
- ・活動内容及び活動時期が客観的に判断できる資料(感謝状、お礼状、新聞記事、広報誌、その他第三者の証明書の写し等)を提出してください。(業界団体名ではなく、一企業としての名称が確認できるものを提出してください。)

○「市内企業(一次下請企業を含む)施工計画」

- ・本工事の計画内容に応じて、次の式により市内企業の施工計画比率を算出し、該当する区分に○を付けてください。(小数点以下切り捨て)

施工比率(%)

$$= \frac{\{ (\text{元請施工額} + \text{一次下請施工額}) \text{のうち市内企業施工額} \}}{\text{請負金額}} \times 100$$

- ・市内企業とは、「江別市内に本店又は本社を有する者」、「江別市内にある事業所が支店、営業所等の場合は、その支店等を受任者として令和7・8年度江別市工事等競争入札参加資格者名簿に登録のある者」とします。

○「障がい者雇用の状況」

- ・障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「障害者雇用促進法」といいます。)に基づく障がい者の雇用状況の報告義務がある(常用労働者総数が40人以上の)事業者には該当する場合は、公共職業安定所に提出した直近の「障害者雇用状況報告書」の実雇用率が法定雇用率(2.5%)を超えているかどうかで、該当する区分に○を付け、公共職業安定所の受付印がある「障害者雇用状況報告書」の事業主控の写しを提出してください。
- ・報告義務がない事業者の場合は、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害

者保健福祉手帳のいずれかを所持している方を申請日現在で1名以上雇用しているかにより、該当する区分に○を付け、雇用している場合には雇用されている方（1名）の住所を記入し、所持している手帳の種類に○を付けてください。

- ・代表者（経営者）は雇用されている方に該当しませんが、役員は可とします。

6 技術評価点の算出方法

提出のあった技術資料に基づいて技術評価点を算出します。技術評価点は17点満点で、落札者決定基準の別表に従って審査し加点します。

①「過去2カ年度の江別市同種工事成績の平均点」

- ・ここでいう同種工事とは、土木工事のことをいいます。
- ・江別市が発注した土木工事（施工担当課が原則として建設部・水道部のもの）のうち、契約金額が130万円を超えるものについて、担当課において100点満点で採点しています。そのうち、令和5年4月1日から令和7年3月31日までに竣工したものの平均点を用います。
- ・共同企業体で施工したものは、構成員それぞれに同点数を算入しています。
- ・平均点を算出する際、小数点以下の端数は切り捨てます。
- ・当該平均点を知りたい方は、「同種工事成績照会依頼書」により契約管財課へ照会してください。申請者の平均点のみを回答します。他社分はお答えしません。

②「過去5年間に元請として施工した同種・同規模工事の施工実績」

- （ア）同種・同規模工事实績書及び添付書類を確認し、加点します。

③「ISOの取得状況」

- （イ）ISO認定書により取得状況を確認し、加点します。

④「主任（監理）技術者の資格」

- ・配置を予定する主任技術者の資格により、以下のとおり加点します。

1級土木施工管理技士 1級建設機械施工管理技士 技術士（建設部門）	}	2点	}	2級土木施工管理技士 2級建設機械施工管理技士	}	1点
---	---	----	---	----------------------------	---	----
- ・複数の技術者を配置予定技術者とする場合、本項目及び次の⑤の項目において技術評価点が技術者ごとに異なるときは、最も低い技術評価点となる技術者の点数をもって評価を行います。

- ⑤「主任（監理）技術者の同種・同規模工事の実績」
 （ウ）配置予定技術者経歴書により、主任技術者として配置を予定する技術者が携わった同種・同規模工事の施工実績があれば加点します。
- ⑥「本店、支店の所在地」
 ・事業所が江別市内にある場合に加点します。
 ・支店、営業所等の場合は、その支店等を受任者として令和7・8年度江別市工事等競争入札参加資格者名簿に登録のある場合のみ加点します。
- ⑦「江別市との防災協定締結の有無」
- ⑧「過去2年間の江別市発注の除排雪業務の受注状況」
- ⑨「過去3年間における江別市でのボランティア活動の有無」
 （オ）地域貢献度確認調書において、各々“あり”の場合に加点します。
- ⑩「市内企業（一次下請企業を含む）施工計画」
 （オ）地域貢献度確認調書における施工計画比率が60%以上の場合に加点します。
 ・施工計画比率が60%以上の場合は、竣工時に「施工報告書」を提出し、施工計画比率が達成されていない場合は、満たされない技術評価点に応じて違約金を徴収します。
- ⑪「障がい者雇用の状況」
 （オ）地域貢献度確認調書において、障害者雇用促進法に基づく障がい者の雇用状況の「報告義務があり、障がい者を法定雇用率（2.5%）を超えて雇用している」又は「報告義務がなく、障がい者を1名以上雇用している」場合に加点します。

7 落札者の決定方法

落札者は、次の除算方式で決定します。

- ① 評価値を求めます。

$$\text{評価値} = \frac{\text{標準点 100 点} + \text{技術評価点}}{\text{入札価格}} \times 1,000,000$$
- ② 少数第5位以下は切り捨てます。
- ③ 評価値を比べ、高い者が落札者となります。
- ④ ただし、次の条件を満たしていなければなりません。
 ・入札額が予定価格を上回っていないこと。

- ・低入札調査基準価格を下回っていないこと。
下回った場合は、低入札の審査で、適正な履行がされると認められていること。
- ・入札参加資格をすべて満たしていること。

【例】

A社：入札価格 950 万円
技術評価点 11 点
評価値 = $\frac{(100 \text{ 点} + 11 \text{ 点}) \times 1,000,000}{9,500,000 \text{ 円}} = 11.6842$

B社：入札価格 960 万円
技術評価点 12 点
評価値 = $\frac{(100 \text{ 点} + 12 \text{ 点}) \times 1,000,000}{9,600,000 \text{ 円}} = 11.6666$

C社：入札価格 970 万円
技術評価点 14 点
評価値 = $\frac{(100 \text{ 点} + 14 \text{ 点}) \times 1,000,000}{9,700,000 \text{ 円}} = \underline{11.7525}$

評価値の一番高いC社が落札者となります。

8 ペナルティについて

配置予定技術者を当該工事に配置できないことにより技術評価点が下がる場合など、提出した技術資料の内容が契約履行時に守られないときは、違約金を徴収します。

違約金は次の式で算出します。(千円未満切り捨て)

$$\text{違約金} = \frac{\text{入札金額}}{(\text{標準点 } 100 \text{ 点} + \text{技術評価点})} \times \text{満たされない点数}$$

【例】

入札価格 1,000 万円
技術評価点 14 点 → 12 点 (△2 点)
違約金 = $\frac{1,000 \text{ 万円}}{(100 \text{ 点} + 14 \text{ 点})} \times 2 \text{ 点} \div 175,000 \text{ 円}$

入札価格 2,500 万円

技術評価点 15 点 → 14 点 (△1 点)

違約金 = $\frac{2,500 \text{ 万円}}{(100 \text{ 点} + 15 \text{ 点})} \times 1 \text{ 点} \div 217,000 \text{ 円}$

9 不正な行為に対するペナルティについて

提出した技術資料に虚偽記載等の悪質な行為があることが発覚した場合は、
契約の解除又は指名停止等の措置を取ります。

10 問合せ先

江別市総務部財務室契約管財課契約係
011-381-1066